

## 京丹後市入札監視委員会(令和2年度第1回) 議事概要

開 催 日 時	令和2年7月22日(水) 午後1時30分～午後4時30分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 15号館2階N202 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため2会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 田辺 保雄(弁護士) 委員 角田 暁治(京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉(公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ(中西総務部長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 角田委員を選出(五十音順で持ち回り) 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ(中西総務部長)	
審 議 対 象 期 間	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	
抽 出 案 件	総件数 7件	(備考)  対象件数 143件
一 般 競 争 入 札	3件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	1件	
随 意 契 約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
委員 会 意 見 の 内 容	別紙のとおり	
委員 会 意 見 の 内 容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、特殊な契約になっている案件があった場合は、その原因をきっちり調べて、おかしいことになっていないか検討していただきたいこと。 制度に則っているからよいということではなく、そこからさらに問題点を見つけて改善していくというスタンスで、より仔細に出てきた疑問点に対して取り組んでいただきたいこと。 不落になったときの入札結果の公表について、随意契約に移行する予定の場合、どういう形で公表できるのか、ルールを確認していただき、どんな運用ができるのかを検討していただきたいこと。	

## 別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 京丹後市網野庁舎解体撤去等工事・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札価格について (1)</p> <p>1 者だけ最低制限価格を上回った状況について、どう分析しているか。</p>	<p>積算については、応札前に多くの質疑があり、回答していますので、そんなに違ってくることはないと考えています。結果として、12 者が失格していますが、解体工事は安全対策が大変重要になってきますので、その辺りの見込みの違いがあったのではないかと推測しています。</p>
<p>○ 入札価格について (2)</p> <p>1 者を除いたすべての業者が最低制限価格以下で失格しているというのは、異常な形であり、その原因を明らかにするべきだと思うが、今後、検討する予定はないのか。</p>	<p>過去から建築工事は入札価格に結構ばらつきがあるという実績がある中で、今回は入札の後に設計書に本当に誤りがなかったかどうかを確認しています。最低制限価格については、国で決められた積算に基づき設定しています。さらに、今回は落札業者に聞き取りを行い、過去にばらつきがあったため、今回は安全対策等も適正に見積もったという回答をいただいています。</p>
<p>○ 入札価格について (3) (意見)</p> <p>適正にやってきた予定価格の積算が現地の業者の相場感と乖離があると客観的に見えているように思うので、そのことについて、何か取り組みがあってもよいのではないかと思う。</p>	
<p>○ 入札価格について (4)</p> <p>こういうことを見落としていた業者が多かったとか、特殊な要因を把握しているなら聞いておきたいが、あるか。</p>	<p>特に把握していることはありません。</p>

2 網野地区管渠布設工事その 48 …… 一般競争入札

※ 災害復旧工事との合冊による入札を行い、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事場所について 災害復旧工事と合冊になっているが、2 つの工事場所は全然違う場所なのか。</p>	<p>網野町内ではありますが、近いというわけではありません。</p>
<p>○ 合冊理由について (1) 合冊にした理由は何か。災害復旧工事について、入札で落札しない場合、随意契約もあると思うが、随意契約については検討したのか。</p>	<p>入札が不調となった後に随意契約も行っています。その随意契約でも応札業者がなかったため、合冊入札を行っています。</p>
<p>○ 随意契約について 随意契約で契約に至らなかった理由について、業者から聞き取りをしているか。</p>	<p>他に災害復旧工事が多く出ていたので、なかなか対応できる現場代理人が確保できないということは聞いています。</p>
<p>○ 合冊理由について (2) 現場代理人が確保できないという理由なら、合冊にしても同じことではないのか。</p>	<p>最初の入札公告を 6 月に行い、次に 7 月に随意契約の見積依頼をしています。その後、8 月に再度随意契約の見積依頼を行い、今回 9 月の入札公告で業者が決定しましたが、月をどんどんずらしていくことと合冊することにより金額を膨らませて参加する業者が多くなることを期待しての合冊入札としています。</p>
<p>○ 入札価格について 最低制限価格で落札しているが、やりたくない災害復旧工事が引っ付いているのに、なぜその価格で応札されるのか意図がよくわからない。</p>	<p>京都府において、災害復旧工事単独ではなかなか受注意欲が湧かないが、他の工事と一緒にあれば受注意欲が湧くのではないかということで災害復旧工事と別の道路工事を合冊で出すという実績があり、本件の下水道工事は受注意欲がありそうな工事であったため、合冊入札を行ったところ、結果として最低制限価格で落札していただけたということです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格について</p> <p>最初に不調となった災害復旧工事だけの入札について、最低制限価格を設定していたか。</p>	<p>最低制限価格を設定していました。</p>
<p>○ 工期について</p> <p>最初に不調となった災害復旧工事だけの入札について、工期はいつまで設定していたか。</p>	<p>令和元年12月27日を工期末にしていました。</p>
<p>○ 合冊の制度について</p> <p>災害復旧工事と下水道工事の合冊の組み合わせについて、災害復旧工事だけでまとめて一つの工事にする等、組み合わせの検討はしたのか。</p>	<p>災害復旧工事について、近くのは束ねて、事業規模を一定大きくする等、一通りのことは行いました。それでも落札しなかった箇所は非常に条件の悪い場所ではないかと推測し、他の工事と合冊したということです。</p>

### 3 浅茂川地区管渠布設工事その4 …… 一般競争入札

※ 落札率が100%で、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 参加要件について (1)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の参加要件を設定している理由は何か。</p>	<p>災害復旧工事で応札いただけない工事がたくさん残っており、それを応札いただけるように制度を考えまして、今回の下水道工事は受注意欲がありそうな工事でしたので、災害復旧工事を契約いただいた業者のみで入札を行う災害復旧事業協力者支援工事としました。</p>
<p>○ 参加要件について (2)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の参加要件をもう少し具体的に言うと、過去何年（何か月）以内にこれぐらいの量の工事を行ったか等の条件があるのか。</p>	<p>平成30年度に災害復旧工事がなかなか応札いただけないという課題があり、平成31年度に入って、この災害復旧工事をどうしたらよいかを考えまして、4月や5月の災害復旧工事の入札から累積し、応札いただいた業者のみでこのような入札を行おうと決めたと記憶しています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 参加要件について (3)</p> <p>法律上は特に制限なく、参加要件は付加できるものか。</p>	<p>インターネット等で調べまして、他県でも色々な要件を付加して入札を行っている実績があるということがわかりましたので、今回の参加要件としています。</p>
<p>○ 参加要件について (4)</p> <p>参加要件を付加したことによる効果はあったか。</p>	<p>災害復旧工事がすべて応札いただきました。</p>
<p>○ 参加要件について (5)</p> <p>今回の工事では、応札者が3社に留まっていて、一つ前の抽出事案では、15社が応札されていますが、今回は少なかったが、これを契機にして今後の災害復旧工事の応札者が増えてきたと前向きに捉えてよいのか。</p>	<p>そういうことになります。</p>
<p>○ 参加要件について (6)</p> <p>災害復旧事業協力者支援工事の参加要件は、今はすべて平等に要件として入っているのか。</p>	<p>平等にやっています。土木工事については、現在、A等級・B等級・C等級とランク分けをしまして、A等級ならA等級で同様の条件で入札を行っています。</p>
<p>○ 落札率について</p> <p>落札率 100%であるが、他の同様の下水道工事を見ると、最低制限価格で抽選になっているケースが非常に多いが、今回の工事は何か特殊要因があるのか。</p>	<p>予想の一つですが、現場は砂地盤で水位が高く、その状況の中で掘削する必要があり、業者としては少しやりにくい工事ではあるかもしれないとは考えています。</p>

#### 4 令和元年度 大宮診療所駐車場整備工事・・・指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札価格について</p> <p>積算もシンプルな工事であったため、最低制限価格でほぼ並んだということによるのか。</p>	<p>はい。</p>

5 令和元年度 尾和用水改修工事（上野工区その4）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において、応札者全員が最低制限価格未満で失格となり、入札が不調となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、入札準備等に時間を要し、次年度の営農を行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が高く、契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約の見積金額について(1)                      随意契約の採用業者は最初の入札で最低制限価格未満で失格になっているが、その後の随意契約の見積りで200万円ぐらい高い金額で出しているのはなぜか。設計が変わった等の特別な理由があるのか。</p>	<p>設計の内容自体は変わっていないが、随意契約の見積依頼をした後に業者は現場を精査されていると思います。想定ですが、現場を精査したところ、最初の入札価格よりもっと経費がかかるということで、この見積金額になったのではないかと考えています。</p>
<p>○ 随意契約の見積金額について(2)                      最初の入札価格から随意契約の見積金額が200万円上がったことについて、不合理だと思うが、問題意識は持っていないのか。</p>	<p>制度の中でやった上での結果ですので、金額が上がった理由については、想定ですが、再度現場を見られた結果ではないかと考えています。</p>
<p>○ 入札結果の公表について(1)                      業者は他の業者も最低制限価格未満で失格になっているというのはわかるのか。</p>	<p>入札結果については、翌日に公表していますので、他の業者の結果についても確認はできます。</p>
<p>○ 入札後の流れについて(1)                      入札が不調になった後、次に随意契約で見積依頼があるだろうと業者は推測できるのか。</p>	<p>推測はすると思います。</p>
<p>○ 入札後の流れについて(2)                      穿った見方をすれば、業者同士で調整しようと思えばできるのか。</p>	<p>入札結果の公表はしますが、その後にどのような手続きになるかはわかり兼ねます。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約の見積依頼について(1)</p> <p>随意契約をする場合、応札せずに辞退した業者にも見積依頼をする方が公平性があるように思うが、見積依頼はしないのか。</p>	<p>入札から2週間後ぐらいに随意契約の見積依頼をする場合、入札で辞退した業者はそれぞれ辞退理由があるかと思うが、この案件については応札意欲がないという判断をさせていただいた上で、応札のあった2者を選定することはよくあります。</p>
<p>○ 随意契約の見積依頼について(2)</p> <p>今回のように入札の後に随意契約を行うと、入札価格より見積金額が高くなるという案件が散見されるが、先程私が言ったような可能性があるなら、極力排除できるような仕組みにしておかないといけないと思うので、例えば入札した業者からだけではなく、他の業者にも随契約の見積依頼をする等、やり方を検討した方がよいかと思うが、どうか。</p>	<p>今後、検討していきたいと思います。</p>
<p>○ 入札結果の公表について(2)</p> <p>入札結果の公表のルールは、条例や内規で決まっているのか。</p>	<p>公共工事の入札適正化法に指針があり、そこに公表すべき内容が記されていたように記憶しています。それを以て市の条例か規約かを定めているのではないかと記憶しています。</p>
<p>○ 入札結果の公表について(3)</p> <p>随意契約の見積依頼の前に公表しなければならないルールがあるのか。</p>	<p>入札結果の公表についての規約等でありますので、そのような運用の内容まではなかったかもしれません。</p>
<p>○ 随意契約の見積依頼について(3)</p> <p>10月3日に入札を行い、10月17日に随意契約の見積期日としているが、この2週間は何のための期間であると想定しているか。</p>	<p>10月3日に入札が不調となり、その後こちらで点検をしています。業者に随意契約の見積依頼をしたのが10月7日で、見積期日を10月17日にしていますので、約1週間の間で業者には見積書を再精査していただくこととなります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 随意契約の落札金額について (3) (意見) なぜこのような経緯で金額が上がってしまうのかが、一般的な感覚として、なかなか納得いかないところがある。</p>	

6 令和元年度 京丹後市立大宮こども園中央監視設備・空調自動制御設備更新工事  
… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が 100%であり、契約金額が大きい案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 図面について 見積業者が最初に施工したときの図面は残っているか。</p>	<p>建設当時の図面は持っています。</p>
<p>○ 随意契約の理由について (1) 図面があれば、どのように接続されているかわかると思うが、見積業者以外の業者ではできないというのはどうやって判断したのか。</p>	<p>見積業者に確認しました。それから他の業者にも確認しましたが、他の業者の場合、まず 1 か月の現地調査を行い、そこから 2、3 か月で図面を作り、それから工事を行うということで、1 か月の現地調査で人件費がかかることと工事中に既存のシステムに不具合が生じたときに全く対応できないことにより、最終的に見積業者でないとできないと判断しました。</p>
<p>○ 随意契約の理由について (2) 現地調査が必要だということが 2 号理由なのか。</p>	<p>連動した空調設備を取り扱っている業者が国内に 3 社ありますが、3 社とも独自のシステムであり、全く互換性がありませんので、見積業者しかできないと考えています。</p>
<p>○ 随意契約の理由について (3) 三相ファンやポンプが間に入っているが、それらが一旦入ってしまうと見積業者以外の業者では対応できないということを確認したということか。</p>	<p>そうです。</p>



意見・質問	回答等
<p>○ 空調設備について (1)</p> <p>こども園はすべてこのような空調設備を入れているのか。</p>	<p>この空調設備を入れているのは、大宮こども園だけです。</p>
<p>○ 空調設備について (2)</p> <p>この空調設備にしなければならぬ理由は何か。</p>	<p>理由は特にはないと思いますが、建設当時の設計がそのようになっており、それに基づき工事をした結果ということです。</p>
<p>○ 空調設備について (3)</p> <p>他のこども園が使っている分離型の空調設備に切り替えたらどうなるか検討はしたか。</p>	<p>一度検討はしましたが、機器の撤去も含めて、費用が多額になるため、今回は一部の更新で対応しました。</p>
<p>○ 空調設備について (4)</p> <p>家庭用のエアコンでいけるのであれば、割と値段が下がっていると思うが、例えば10年・20年のスパンで見たときもこの空調設備を選ぶ方が合理的なのか。</p>	<p>今のところは他の機器が正常に動いていますし、更新時期もまだ来ていませんので、今回は一部の更新だけを行いました。今後こういった機器の老朽化も含めて不具合がおそらく出てくると思います。そのときにはもう少し大掛かりな工事になると思いますので、そういったシステムについても再度見直していきたいと考えています。</p>
<p>○ 競争原理について</p> <p>見積業者からの事前の見積りに基づき予定価格を決めているため、実際には見積業者が決めた金額で確定せざるを得ないということになると思うが、競争原理を働かせる方法はないのか。</p>	<p>見積りにについては、価格交渉を4度行いまして、その価格交渉の中で金額を下げいただいています。</p>
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>予定価格はどこで算定しているのか。</p>	<p>専門性の高い設備ですので、見積業者に設計を依頼しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>予定価格や採用金額の妥当性について、専門性が高くなればなるほど透明性がなくなっていくことにもなるので、例えば業者から似たような規模の類似例のコストの資料を出してもらい、金額の妥当性を確認するようなことはやっているか。</p>	<p>見積業者の他の工事の随意契約を調べましたが、同規模の契約は全くなく、比較できなかったというのが正直なところです。</p>
<p>○ 予定価格について (3) (意見)</p> <p>独占企業みたいになってしまうとまずいという感じはしますので、比較するのはなかなか難しいと思うが、何らかの監視体制を構築していただければ有難い。</p>	

7 令和元年度 中野浄水場3号送水ポンプ更新工事・・・随意契約

※ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率が低い要因について (1)</p> <p>現場の状況をよくわかっていると金額が下がるのか。</p>	<p>一般的によく知っていれば、いくらか下がるとは思われます。</p>
<p>○ 落札率が低い要因について (2)</p> <p>業者が在庫を持っていたとか、こういうことがあって安くなったんだと思うとか、要因はないのか。</p>	<p>特に他の理由はありません。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (1)</p> <p>今回の見積業者は京丹後市の業者か。</p>	<p>市内の業者ではありません。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (2)</p> <p>緊急で工事を要するので、随意契約にしているが、なぜ京丹後市の業者に依頼しないのか。</p>	<p>他の施設の調整等もありますので、水道の設備等を扱っている業者に依頼するのがよいと判断しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 見積業者の選定について (3)</p> <p>令和元年度下半期の一般競争入札・指名競争入札の契約状況を見ても、今回の見積業者の名前は全く出ていないが、発注する工事がなかったのか。それとも京丹後市の工事にあまり参画する業者ではないのか。</p>	<p>今回の見積業者ですが、入札により現在3年契約で水質点検業務を請け負っており、中野浄水場の状況について熟知していますので、浄水場内のバランスを考えますと、今回の見積業者に依頼するのがベストであると判断しました。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (4)</p> <p>京丹後市内に浄水場のポンプを扱っている業者はいないのか。</p>	<p>市内にポンプを扱っている業者はあります。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (5)</p> <p>今回の見積業者が他の業者と特に違う点はどこか。</p>	<p>見積業者は、浄水場内の機械等の動き方、制御の仕方についてよく知っています。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (6)</p> <p>浄水場内の機器全般に詳しい業者という理解でよいか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 見積業者の選定について (7)</p> <p>令和元年度下半期において、今回の見積業者が随意契約を3件受けているのは、たまたまか。それともこういう傾向にあるのか。</p>	<p>故障であり、計画的な工事発注ではないので、たまたまその業者に依頼することが多かったということです。</p>
<p>○ 落札率が低い要因について (3)</p> <p>(意見)</p> <p>落札率 75.33%は、随意契約の場合でも通常より大分低い落札率になっていると思うので、そういう特異な金額で契約する場合は、特殊要因を分析していただきたい。</p>	

「2 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内容
今回はありません。